

防衛省自衛隊東京地方協力本部の敷地における 内閣衛星情報センター施設整備協定書

自衛隊東京地方協力本部の敷地において内閣衛星情報センターが実施する施設整備について、防衛省整備計画局施設計画課長（以下「甲」という。）及び内閣衛星情報センター管理部会計課長（以下「乙」という。）は次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定書は、防衛省が所管する自衛隊東京地方協力本部の敷地（東京都新宿区市谷本村町10-1。以下「東京地本敷地」という。）内に、乙の庁舎の増築に係る施設整備の実施方法及び増築後の乙の庁舎の維持管理方法について定めることを目的とする。

（整備対象区域）

第2条 東京地本敷地のうち、乙の庁舎の増築部分（以下「庁舎増築部」という。）の整備のために使用する範囲として、別図1に整備対象区域を示す。

2項 前項の区域に変動がある場合は、甲、乙で協議して定めるものとする。

（施設整備の実施）

第3条 庁舎増築部の整備は、乙が行うものとし、その際、乙は、国有財産法に基づく手続を行ったうえで整備対象区域を借用する。また、本整備に関連して必要となる自衛隊東京地方協力本部の施設の改修等は、乙が行う。

本施設整備にあたっては建築基準法の連担建築制度の適用を受けることとし、それに伴う手続きは、乙が行う。

2項 庁舎増築部の地上階部分は、乙の敷地内に整備するものとする。

3項 整備対象区域に敷設されている配管及び配線について、庁舎増築部の整備により影響を受ける場合、乙はそれらの仮設又は移設を行い、整備期間中及び整備後において、現状の機能を維持できるものとする。

4項 庁舎増築部の整備後、乙は、整備対象区域の原状回復を行う。ただし、原状にかかわらず、舗装は非浸透性舗装とし、雨水は、乙が整備する雨水側溝、雨水桝、雨水配管、雨水調整槽を介して、隣接する防衛省（東京都新宿区市谷本村町5-1。以下、単に「防衛省」という。）が管理する既存の雨水桝に接続するものとする。なお、側溝及び桝はコンクリート製又はコンクリート二次製品により整備する。

また、原状回復後の駐車場の利用は、1㎡当たり550kgを超えないものとする。

5項 乙は、整備対象区域のうち、埋蔵文化財調査が未実施の部分の埋蔵文化財調

査を行う。また、その調査により発掘された出土品の処置等については、文化財保護法の定めるところによる。

- 6 項 乙は、庁舎増築部の整備にあたり、防衛省が実施する事業等に最大限配慮することとし、国土交通省にその点を含めて、工事の発注、工程管理、安全管理及び品質管理を支出委任するものとする。
- 7 項 庁舎増築部の整備にあたり、防衛省の敷地内の施設の撤去等を行う必要が生じた場合には、乙は、甲を通じ防衛省と協議する。その際、乙は所要の措置を講じて、現状の機能を維持する義務を負うものとする。また、乙は、所要の措置を講じた部分について、庁舎増築部の整備後に原状回復を行う。ただし、防衛省と協議して所要の措置の原状回復を要しないとされた部分についてはこの限りではない。
- 8 項 東京地本敷地の屋外駐車場の機能を維持するため、乙は、庁舎増築部の整備に着手する1週間前までに、別図2の代替駐車場①、②及び③を借り上げ、所要の措置を講じるものとする。
- 9 項 庁舎増築部の整備に関する内容等に疑義が生じた場合は、甲、乙の協議により内容の見直しを図るものとする。

(施設整備の期間)

- 第4条 整備対象区域の使用期間は、庁舎増築部の整備に着手してから令和5年3月31日までとする。ただし、自然現象及びその他やむを得ない理由等により、期間の変更を要する場合は、甲、乙の協議により決定するものとする。

(施設整備の費用)

- 第5条 第3条（同条第7項の別図2における代替駐車場④の利用にかかる費用を除く）に定める整備に要する費用は、乙が負担するものとする。

(維持管理の実施)

- 第6条 庁舎増築部（地上部分の壁面緑化含む）及び雨水調整槽に係る維持管理（清掃、点検、保守、運転・監視、警備等）は、乙が行う。
- 2 項 東京地本敷地の施設のうち、前項の施設以外の施設の維持管理は防衛省が行う。

(維持管理の費用)

- 第7条 庁舎増築部（地上部分の壁面緑化含む）に係る光熱水費、維持管理に係る費用等、及び雨水調整槽に係る光熱水費、清掃、施設管理費は、乙が負担するものとする。また、維持管理にあたり、必要に応じて、東京地本敷地に立ち入りを行うものとする。
- 2 項 東京地本敷地の屋外停車場に係る光熱水費（照明、散水、洗車等）、維持管理に係る費用は、防衛省が負担するものとする。

(施設の改修及び解体の実施)

第8条 庁舎増築部の改修にあたり、東京地本敷地内に立ち入りを要する場合、乙は甲に協議のうえ実施する。

2項 防衛省が東京地本敷地内の施設の改修にあたり庁舎増築部の周辺で実施する場合、甲、乙の協議のうえ実施する。

3項 庁舎増築部及び東京地本敷地内の施設の解体を行う場合、甲、乙は実施方法等について協議する。

(情報の取り扱い)

第9条 庁舎増築部の整備に係る資料について、適切な管理を行う。また、情報開示請求があった場合、相互に確認を行う。

(協定の変更)

第10条 本協定書を変更する必要がある場合は、甲、乙の協議により定めるものとする。

(協定書の有効期間)

第11条 本協定書の有効期間は協定締結の日からとし、締結の終了は甲、乙の協議により締結終了と定める日までとする。

(その他)

第12条 本協定書に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、甲、乙の協議により定めるものとする。

本協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和元年 12 月 12 日

甲 防衛省整備計画局施設計画課

住所 東京都新宿区市谷本村町5-1

氏名 課長 江原 康雄



乙 内閣衛星情報センター管理部会計課

住所 東京都新宿区市谷本村町9-1-3

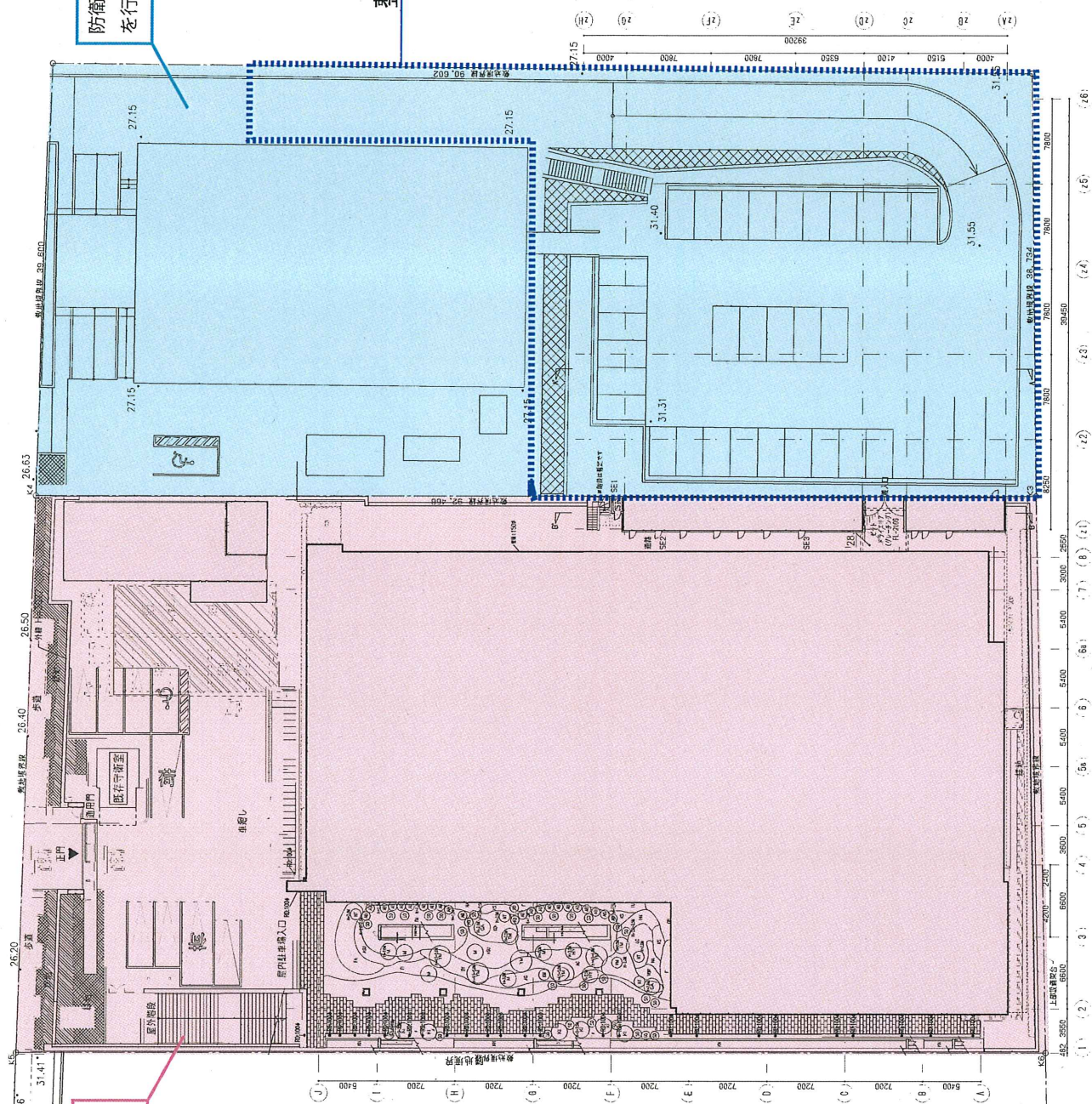
氏名 課長 木村 友二



内閣府敷地側の雨水は同敷地内で排水を行います。

防衛省敷地側の雨水は同敷地内で排水を行います。

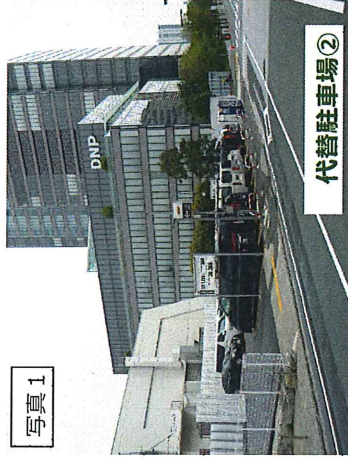
区域对象备份整理





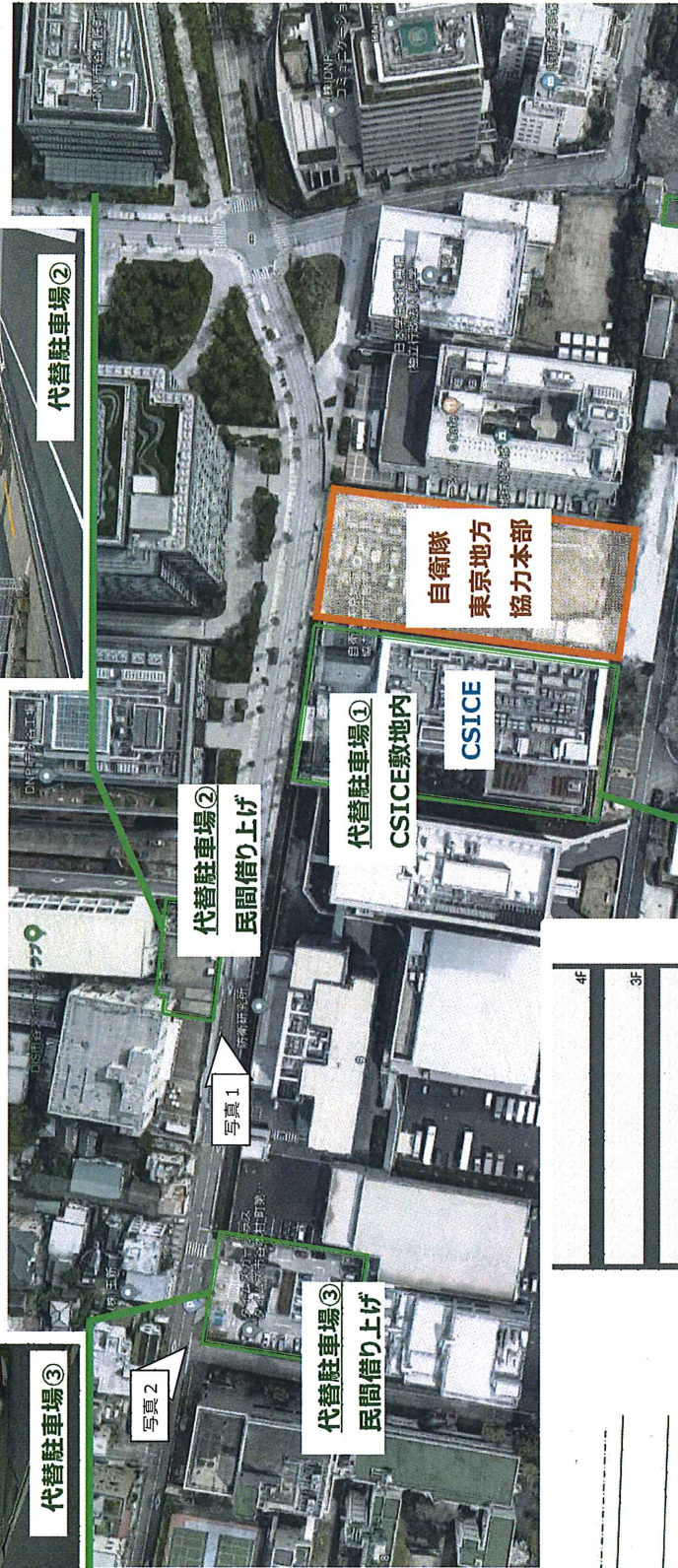
代替駐車場③

代替駐車場③
来客者用 普通車 10 台
* 仮囲い、パネルゲート無し
* 出庫処理は駐車券認証証器対応



代替駐車場②

代替駐車場②
防衛省用 大型車 4 台
来客者用 普通車 8 台
* 仮囲い、パネルゲート設置



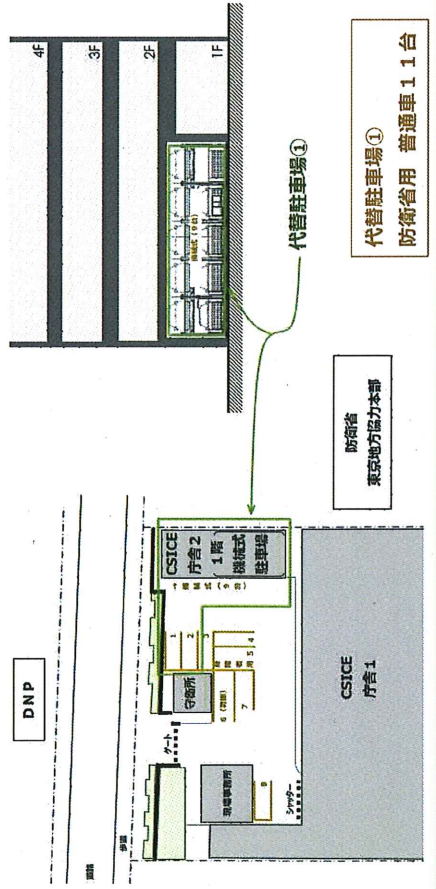
代替駐車場②
民間借り上げ

自衛隊
東京地方
協力本部

代替駐車場①
CSICE敷地内

CSICE

代替駐車場③
民間借り上げ



代替駐車場④
防衛省左内門そば
駐車スペースの一部



代替駐車場④
防衛省用 73式中型トラック 1 台